



来週の投資戦略 (10/7-11)

石破新政権をどう理解する

2024年10月6日

小松 徹

注目事項 - 見所

小売り企業決算 —ファーストリテイリング (9983)、良品計画 (7453) に注目。
 10月9日、連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事要旨—大幅利下げ決定時の議論は？
 10月10日、米国9月の消費者物価指数 (CPI) —前年比+2.3%、コア同比+3.2%？

株式市場見通し

先週金曜日に米国で発表された9月の雇用統計が米国経済の見方を一変させた。米国株はほぼ全面高、ダウ30種は史上最高値を更新、米ドル長期金利が3.97%、米ドルが148円70銭で引けた。日経225先物市場も1000円高で終了したので、来週月曜日はこの辺りで始まる。この水準は2週間前に「高市トレード」で沸いた。その時の買いの主役が証券会社の自己部門と分かった。おそらく、その後の市場暴落で損切りしたとみられるが、この水準では個人投資家なども売るだろう。9月に海外投資家が現物市場で2.9兆円も売り越したことを重く見たい。来週は6-8月期小売業の決算が発表される。ファーストリテイリングなどの決算発表で市場が盛り上がるか。

石破新内閣が誕生して以降の首相発言、所信表明演説を聞いて、ひっくり返ったのは日本国民だけではなく。海外の投資家で最近石破氏を知った者は真逆の発言に戸惑っているだろう。特に、先週日銀の植田総裁との会見後、「個人には現在、追加利上げをする環境にない」との発言は今後尾を引きそうだ。国会では野党から攻めどころ満載だ。日銀は今後金融政策決定会合を開催するたびに、政策変更の重しになるだろう。所信表明文だけ見ると、岸田前首相とほとんど変わらない。裏金議員の取り扱い、27日の総選挙結果で安定政権になれるか、大変重要だ。

6-8月期の小売業決算では、月曜日のウエルシア (3141)、火曜日のJフロントリテイリング (3086)、水曜日のエービーシー・マート (2670)、サイゼリヤ (7581)、イオン (8267)、木曜日のトレジャー・ファクトリー (3093)、セブン&アイ・ホールディングス (3382)、ファーストリテイリング、金曜日のコスモス薬品 (3349)、良品計画 (7453) など。ファーストリは前期決算で25%営業増益が予想され、アナリストは今期10%弱の営業増益を予想している。会社の今期業績予想はどうか。良品計画も同様に前期60%営業増益、今期8%営業増益が予想されている。会社は最近自信を持っているのもっと高い予想を出すかもしれない。

最後に、米国で注目材料がふたつ。まず、水曜日発表のFOMC議事要旨。前回0.5%大幅利下げを決定した時の議論がわかる。0.25%を主張した理事が一人いたが、9月の雇用統計が発表される前なので、気になる意見だ。木曜日に9月のCPIが発表される。前年比+2.3%と前月の+2.5%から低下する。コア指数は前月と同じ前年比+3.2%と変わらない予想だ。上振れた時の市場の反応には注意したい。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPA 役員は良品計画を保有しています。